

# 当院の施設基準に該当する手術(2024年)

厚生労働省の定める「医科点数表第2章第10部手術の通則5及び6に掲げる手術の施設基準」により掲示が義務付けられている手術の実施件数は次表のとおりです。

区分1に 分類される手術	ア	頭蓋内腫瘍摘出術等	-
	イ	黄斑下手術等	489
	ウ	鼓室形成手術等	-
	エ	肺悪性腫瘍手術等	-
	オ	経皮的カテーテル心筋焼灼術	-
区分2に 分類される手術	ア	韌帯断裂形成手術等	-
	イ	水頭症手術等	-
	ウ	鼻副鼻腔悪性腫瘍手術等	-
	エ	尿道形成手術等	-
	オ	角膜移植術	-
	カ	肝切除術等	-
	キ	子宮附属器悪性腫瘍手術等	-
区分3に 分類される手術	ア	上顎骨形成術等	-
	イ	上顎骨悪性腫瘍手術等	-
	ウ	バセドウ甲状腺全摘(亜全摘)術(両葉)	-
	エ	母指化手術等	-
	オ	内反足手術等	-
	カ	食道切除再建術等	-
	キ	同種死体腎移植術等	-
区分4に 分類される手術	胸腔鏡下、腹腔鏡下手術等	-	
区分5に 分類される手術	人工関節置換術	-	
	乳児外科施設基準対象手術	-	
	ペースメーカー移植術及びペースメーカー交換術	-	
	冠動脈、大動脈バイパス移植術及び体外循環を要する手術	-	
	経皮的冠動脈形成術	-	
	急性心筋梗塞に対するもの	-	
	不安定狭心症に対するもの	-	
	その他のもの	-	
	経皮的冠動脈粥腫切除術	-	
	経皮的冠動脈ステント留置術	-	
	急性心筋梗塞に対するもの	-	
	不安定狭心症に対するもの	-	
	その他のもの	-	